分野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体過	重 合会
項目	不合理な住宅付置義務の見直し			
意見・要望等の内容	都心における大規模建築物の選 導要綱を撤廃すべきである。建設 べきである。			
関係法令	各地方公共団体の開発指導要綱領		共管	各地方公共団体
制度の概要	東京都千代田区、中央区、港区 地面積・建物の大きさに対して、			
中間公表資 料との関係	国土交通省関係50頁			
状 況	措置済・措置予定 柏 (実施(予定)時期:	矣討中 措置困難)	せ その他	<u>t</u>
規制改革推進 3 か年計 画における記載	該当なし			
	岡等の中には住宅の付置義務を定め ⇒に基づく制限ではなく、各地方な			
担当局課室名	住宅局 市街地建築課(連絡先:	: 03-5253-8515)		

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体i	重合会	
項目	映画館建設に係る用途地域規制の	の緩和			
意見・要望 等の内容	工業地域においても、インフラ整備を含めて不特定多数の集散を想定し、その対策を十分に講じているショッピングセンター等と併設する映画館(いわゆるシネマコンプレックス)については、用途地域規制を緩和し、個別許可を要することなく、建築を原則許可されたい。				
関係法令	建築基準法第48条、都市計画法		共管	なし	
制度の概要	建築基準法の用途地域規制により、「劇場・映画館・演芸場又は観覧場」の用に供する建築物の建築については、原則として、客席面積の合計が200㎡以上の場合は商業地域及び準工業地域に、客席面積が200㎡未満の場合はこれに加えて準住居地域及び近隣商業地域にのみ許容されている。それ以外の地域に建設する場合は、公聴会の開催等の一定の手続きを経て、特定行政庁が周辺の環境を害する恐れがない等と認めて許可した場合においては、建築が可能となっている。				
中間公表資 料との関係	国土交通省関係 5 1 頁				
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:H10.3措		ません そのか	也	
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし				

(説明)

映画館については、近隣社会と直接的な結びつきが少なく、しかも不特定多数者が集散する娯楽施設であり、周辺の環境に与える影響が大きいことから、用途規制においては、その用途の特殊性に鑑み、原則として商業地域及び準工業地域においてのみ建築を許容しており、準住居地域及び近隣商業地域においては客席面積が200㎡以下の小規模なものに限って建築を許容している。

一方、工業地域については、主として工業の利便を増進するため定める地域であり、不特定多数の人の集 散する施設は、その性格上地域になじまないため映画館等の立地を許容していない。

なお、工業地域等における土地利用転換については、昭和63年に再開発地区計画制度を創設し、これに加え平成11年7月に工場跡地等の有効利用を推進するため段階的な土地利用転換を可能とする用途変更先導型再開発地区計画制度を創設したところであり、これらの制度を活用することにより土地利用転換を円滑に進めることを可能としているところである。

また、映画館については、平成10年に特例許可の一層の活用を図る旨を地方公共団体へ周知したところであり、これらの措置により十分対応されているものと考える。

担当局課室	住宅局	市街地建築課(連絡先:03-5253-8515)
名		

分 野	2住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体通	重合会
項目	宅地建物取引業者の変更事項届と	出の電子・簡素化		
意見・要望 等の内容	政令で定める使用人の氏名変動る変更事項の届出について、電子ある。			
関係法令	宅地建物取引業法第8条・第9条	条・第15条	共管	
制度の概要	宅地建物取引業者は、役員の3でに掲げる事項について変更があり、30日以内に、その旨をそのればならない。	あった場合においては、	国土交通省令の記	官めるところによ
中間公表資 料との関係	国土交通省関係52頁			
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	せ その作	Ц
規制改革推進3か年計画における記載	【 1 (3) エ33, 10(3)ウ 宅地建物取引業に係る免許 宅地建物取引業の免許に係る 申請等が可能なシステム整備を	申請の電子化 る申請、届出等手続にて	ついて、インター?	ネット等を利用した
I				

(説明)

要望理由には、「商業登記簿謄本又は抄本、法人の印鑑証明、戸籍謄本又は抄本を必要としない変更事項であり」とあるが、そもそも、これらの書類については宅地建物取引業法上、添付を求めている書類ではない。

宅地建物取引業法においては、政令で定める使用人、専任の取引主任の変更に伴う変更届出書には、添付が必要な書類として、押印が必要な誓約書、専任の取引主任者設置証明書、身分証明書等があり、変更届出書の完全な電子化を行うためには、電子署名、他の行政機関とオンラインで通信を行う方法の確立が必要である。

なお、これらの問題も含め、平成15年度に電子申請を行えることを目途とした手続の電子化に向けた検討を行っている。

担当局課室	総合政策局不動産業課(連絡先:03-5253-8288)
名	

分野	2住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連	巨合会
項目	監理技術者・主任技術者の配置基			
意見・要望等の内容	(要望)元請業者の連結会社に在籍する監理技術者・主任技術者を、元請業者が工事現場に配置する監理技術者・主任技術者とすることを可能とすべきである。 (理由)現在、多くの企業では、専門性を高める目的で、本社の一部機能を分社化する傾向がある。子会社に、資格要件を満たす監理技術者や、経験と技術力を備えた主任技術者が在籍しており、元請業者本社の連結子会社に在籍する監理技術者、主任技術者を工事現場に配置しても、元請業者の発注者に対する責任は十分果たしうる。また、それら技術者の能力を有効に活用し、発注者保護をさらに強化できる。			
関係法令	建設業法第26条、建設省経建勢	発5 8 号	共管	
制度の概要	建設工事の適正な施工の確保を管理をつかさどる者として、「当するために締結した下請契約の記00万円)以上となる場合は、「監1項、第2項)。また、建設業を直接的かつ恒常的な雇用関係にあ	E任技術者」か、発注者 青負代金の額の合計が3 監理技術者」を置かなけ 者が配置する技術者は、	音から直接請け負っ ,000万円(建築一 ければならない(選 当該建設工事をが	った建設工事を施工 式工事の場合は4,5 建設業法第26条第
中間公表資 料との関係	国土交通省関係53頁			
状況	措置済・措置予定 柏 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	せ その他	<u>b</u>
規制改革推進3か年計画における記載	[]			
/ <u>+</u> ¥ nn \ 7 1 + n =	「声のび注水においては、油却工具	まの法工かた工の地 切る	N+	

(説明)建設工事の発注者においては、建設工事の適正な施工の確保のため、企業における施工実績や施工体制等をもとに契約を結んでいる。すなわち工事の施工を管理する者に対しても、当該企業のこれまでの実績をもとにしたノウハウの蓄積を期待し、それがあるという信頼のもとで、施工を委ねている。従って、専任の主任・監理技術者として、企業と直接かつ恒常的な雇用関係にある者以外の者を置くことは、発注者の信頼に反し、工事の適正な施工を妨げるものであることから、企業と直接的かつ恒常的雇用関係にある者を置くことが必要である。

また、建設業法において、建設業者は、原則として請け負った建設工事は一括して他人に請け負わせてはならないとされている。また、最近成立した公共工事契約適正化法の国会審議の中でも一括下請負の禁止の徹底について言われている。こういう状況の中で、元請会社が請け負った建設工事について、子会社の技術者を出向させ、元請会社の主任技術者や監理技術者になり、元請会社が工事の主たる部分を子会社に一括丸投げを行うケースが実際にあり、それぞれの建設業者の責任が不明確になるばかりでなく、不当な完成高の水増しを助長することとなる。従って、建設業者が配置しなければならない技術者には在籍出向者を認めるわけにはいかない。

担当局課室	総合政策局建設業課(連絡先:03-5253-8277)
名	

		T		
分 野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体過	重合会
項目	道路占用規制等の見直し			
意見・要望等の内容	・工事掘削禁止期間等の緩和 ・道路調整会議の日程や工事スク ・法律・手続集、道路占用許可 ・公共空間の管路の敷設状況や3	基準等をまとめたマニ <i>=</i>	ェアルの整備	逢備
関係法令	道路法第32条、第33条、道路	各法施行令第10条等	共管	総務省、警察庁他
制度の概要	・年末及び年度末は、都市部にお業者等と連携し、路上工事抑制を外としている。 ・道路工事調整会議は、道路の設定を目的とし、道路管理者等に、道路管理者に従い審査を行って法令等の基準に従い審査を行って法令等の基準に従いならず、道路管理者は道路法第28条の規調製、保管しなければならず、過とはできないとされている。	を行っているが、これら 屈り返しを伴う占用工事 関係行政機関及び公益事 は道路法及び道路法施行 ている。 見定により、主要な占月	らは緊急工事や供給 事の計画的かつ合理 事業者等から構成で すってに定められても 目物件の概要等を記	会工事を抑制の対象 理的な施工等を図る されている。 らり、道路管理者は 己載した道路台帳を
中間公表資 料との関係	国土交通省関係 5 4 頁			
状 況	措置済・措置予定 株 (実施(予定)時期:下記のる		佳 その他	也
規制改革推進3か年計画における記載	【 1(3)ア b)i)】 道路,河川,港湾等の公的空間に 推進するとともに、収容空間に 【 1(3)ア (b)iii)】 冬期・年度末の路上工事抑制措置 年度から5年間は試行的に関する。 【 1(3)ア (b)v)】 直轄国道の道路上の地の国道及いで要請を行う。 【 1(3)ア (b)X)】 道路や河川に線路敷設を行う際の周にののののののののののののののののののののののののののののののののののの	関する情報提供の充実を 置について,道路交通に を図るとともに、道路管 売きの電子化について、 部道府県道についても電 D手続に関する占用許可	区図る。 及ぼす影響等も勘 管理者等は当該措置 平成13年度までは 配子申請が可能とな	案しつつ、平成13 置の実施内容等をイ こ所要の措置を講ず なるよう地方公共団 (平成12年度作成)

(説明)

1.平成12年11月6日のIT戦略会議・IT戦略本部合同会議において政府方針として確認された「線路敷設の円滑化について」において、

情報通信インフラ整備を緊急に進めるため、冬季・年度末の路上工事抑制措置については、平成13年度から5年間は試行的に四半期別の総量規制の運用とし、道路交通に及ぼす影響等も勘案しつつ、工事の年間平準化を図る。また、道路管理者等は当該措置について、実施内容、実施地域をインターネット等で公開する。

共同溝への事後入溝手続を明確化するために必要な措置について、国土交通省は平成12年内に処理方針を示す。

道路に線路敷設を行う際の手続の円滑化を図るため、道路管理者は平成12年度内にわかりやすい道路占用許可手続 マニュアルの作成を図る

道路交通の障害及び不経済な道路損傷の防止のため行われている道路舗装工事完了後の掘削禁止措置について、道路 管理者は区間ごとの禁止期間情報のインターネットによる公表を平成12年度内に図る

道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する 道路占用許可申請に利用されている道路管理システム及び関連データベースについて、利用の円滑化を図るため、 (財)道路管理センターが必要な措置の方針を平成12年度内に定めるよう国土交通省は同センターを指導する 等とされているところであり、この方針に基づき必要な措置を講じることとしている。

2.道路工事調整会議については、例えば、東京都道路工事調整協議会においては、同協議会に参加していない事業者 であっても、道路管理者の窓口で同協議会において決定された道路工事調整決定書を閲覧することができるなど必要な 情報を得ることができる。また、平成13年度以降、国道工事事務所等において、道路工事調整会議の開催日程等をイ ンターネットホームページで開示していくこととしている。

担当局課室 | 道路局路政課(連絡先:03-5253-8481)・国道課

名

分 野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体道	重合会
項目	道路占用規制等の見直し		1	
意見・要望 等の内容	・短期間・短区間の道路占用にあ	おける工事に関する基	準、工事掘削禁止	区域の緩和
関係法令	道路法第32条、第33条、道路	各法施行令第10条等	共管	総務省、警察庁他
制度の概要	・道路占用に伴う路上工事につい関する基準が道路法等定められてできる。また、交通渋滞等の道路要幹線街路のうち交通量の多いも箇所の掘り返しを抑制していると	ており、これらに適合 各交通の障害や道路の らのについては、舗装	する場合に限り占月 不経済な損傷防止の	用を許可することか Dため、国道及び主
中間公表資 料との関係	国土交通省関係55頁			
状 況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	会討中 措置困)	難 その何	<u>t</u>

道路法施行令等で定められている工事実施の方法等の工事に関する基準については、道路構造の保全及び交通の危険防止の見地からの最低限の基準となっている。また、わが国においては、かねてから道路の掘り返しを伴う占用工事による渋滞等の交通の障害及び道路の不経済な損傷等が顕著となっており、大きな社会問題となっていることから、対策を求める声も多く挙がっているところである。このため、道路管理者は、国道及び主要幹線街路のうち交通量の多いものについて掘り返しの抑制を行っているものであり、事業者に過度の支障が生じないよう調整を図りつつ、今後とも引き続き実施する必要がある。

担当局課室	道路局路政課(連絡先:03-5253-8481)・国道課
名	
🗖	

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体i (社)全日本ト:		
項目	市街化調整区域における開発許可	可の緩和			
意見・要望 等の内容	98年4月の規制緩和の趣旨を められる条件として存続させられ 車線以上でトラックが通行しても	ιている「4車線以上 <i>0</i>	D国道、都道府県i		
関係法令	都市計画法第29条、第34条		共管		
制度の概要	都市計画法第34条では、市街が列挙されており、同法第34条るおそれがないと認められ、かられる開発行為について、都道所なっている。	条第10号口では、開発 D、市街化区域内で行う	Ř区域の周辺におり うことが困難又は	する市街化を促進す 著しく不適当と認め	
中間公表資 料との関係	国土交通省関係 5 6 頁				
状 況	措置済・措置予定 桁 (実施(予定)時期:	美討中 措置困難)		也	
規制改革推進 3 か年計 画における記載	なし				
(説明) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行(平成12年4月1日)に伴い、開発許可事務は機関委任事務から自治事務とされ、従来、機関委任事務に基づいて発出していた通達については廃止された。従って、法第34条第10号ロに掲げる、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為についても、各地方公共団体が、地域の実情に応じてその立地の是非について個別に判断することとなる。					

担当局課室 名

国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室(連絡先:03-5253-8293)

2住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	EU	
建設業と建築士免許			
日本で建設業者として活動する場合	に必要となる必要書	書類と免許数をさ り	らに削減すること。
建設業法第3条等		共管	
みを請け負う場合は許可は不要。有 (1)許可行時の区域内にのみ営業・一の都道府県の区域内にのみ営業・二以上の都道設と一般建設業の別場では、3000所製と一般建設業の別が出る場合として、3000所製・一、3000所製・では、3000所製・では、300のでは、20では、20では、20では、20では、20では、20では、20では、20	i 対期間は5年間。 禁所を設ける場合 禁所を設ける場合 連築工事業は450 建建設業 ではままませいでは、 では、それで専門 で可能。また、主たる	都道府県知事 建設大臣 00万円)以上の「 55、及び「建築」 5世間では、「建築」 5世間では、「は、「は、「は、「は、」 5世間では、「は、「は、」 5世間では、「は、「は、」 5世間では、「は、「は、」 5世間では、「は、「は、」 5世間では、「は、、」 5世間では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	下請契約を締結して として許可を受けた 工事業」はその他 2 杉者さえいれば、そ して行われる付帯工
国土交通省関係 5 7 頁			
		誰 そのf	也
	(6) その他 建設業と建築士免許 日本で建設業者として活動する場合 建設業者として活動する場合 建設業者として活動する場合 建設業者の事にののは、	(6)その他 建設業と建築士免許 日本で建設業者として活動する場合に必要となる必要書 建設業法第3条等 建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなけれみを請け負う場合は許可は不要。有効期間は5年間。(1)許可行政庁・一の都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合・二以上の都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合・二以上の都道段と一般建設業の別・通常の場合 一般建設業・元請業者に施工させる場合。 特定建設業(3)群種別許種(土木、建築、管工事業など)ご工門、許可は28業種別許可計算を包括する場合。ただし、「土木工専門の専門工事業を包括する概念であり、それぞれの専門工事業の許可がなくとも施工可能。またくとも施工の専門工事業の許可がなくとも施工可能。またとももでしいても、技術者さえいれば、許可がなくとも施工ど多くないのが現実である。 国土交通省関係57頁 措置済・措置予定 検討中 措置困難	(6)その他 建設業と建築士免許 日本で建設業者として活動する場合に必要となる必要書類と免許数をされる。 建設業法第3条等 共管 建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならない。ためを請け負う場合は許可は不要。有効期間は5年間。 (1)許可行政庁・一の都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合 都道府県知事・二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合 建設大臣(2)特定建設業と一般建設業の別・通常の場合 一般建設業・元請業者として、3000万円(建築工事業は4500万円)以上の下請業者に施工させる場合。特定建設業(3)業種別許可許可は28業種(土木、建築、管工事業など)ごとに与えられ、原則の業種の建設工事のみが施工できる。ただし、「土木工事業」及び「建築1の専門工事業を包括する概念であり、それぞれの専門工事を行える技術の専門工事業の許可がなくとも施工可能。また、主たる建設工事に付随事についても、技術者さえいれば、許可がなくとも施工可能であり、必要をないのが現実である。 国土交通省関係57頁

(説明)

建設業の許可等を申請する際、すでに許可行政庁に提出されている書類であって以後の審査にそのまま用いることができる書類(許可の更新を受けようとする場合の工事経歴書等及びある業種についてすでに建設業の許可を受けている場合の商業登記簿の謄本等)は、重複を避けるため提出が不要となっている。加えて、平成10年建設省令第27号(平成10年7月1日施行)により、経営事項審査の添付書類である工事経歴書について、許可申請書の添付書類又は毎営業年度終了後の届出として既に同一のものを提出している場合には提出を省略できるものとした。

また、建設業の許可業種区分の見直しについては、平成10年2月4日の中央建設業審議会建議及び「規制緩和推進3ヶ年計画」の基本的方向を踏まえ、各技術者資格の取得実態等を勘案しつつ、総合的な検討を行い、許可業種を実質的に区分している営業所専任技術者の資格要件について、大工工事と内装仕上工事等、技術的な共通性の強い業種間での実務経験年数の振替えを認める告示(「建設業法の規定に基づき、昭和四十七年建設省告示第三百五十二号の一部を改正する件」平成十一年建設省告示第九百六十四号)を平成11年3月30日に公布し、平成11年10月1日から施行した。

担当局課室	総合政策局建設業課(連絡先:03-5253-8277)
名	

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	EU	
項目	建設業と建築士免許			
意見・要望 等の内容	日本で建設業者として活動す	る場合に必要となる免	許取得費用を軽減	けること。
関係法令	建設業法第10条、同法施行令第	第 4 条他	共管	なし
制度の概要	建設業の許可を受けようとするい。 1 建設大臣の許可(更新、既成的では、登録免許税としてできる。) 2 都道府県知事の許可(更新、については、許可手数料としる。)	こ他の建設業について記 1 5 万円 既に他の建設業につい して 9 万円	午可を受けている [‡] \て許可を受けてい	場合を除く。)についる場合を除く。)
中間公表資 料との関係	国土交通省関係58頁			
状 況	措置済・措置予定 株 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	惟 その(也
規制改革推進3か年計 画における記載	[]			
(説明) 建設業の許可	申請の審査等に必要な費用を課し	ているものである。		
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先:0	3-5253-8277)		

分野	2住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	アメリカ合衆国 行政改革推進本部	邓規制改革委員会
項目	- A 及び 「規制改 ³	- 革についての見解」9	(2)中古住宅スト	〜ックの活用
意見・要望等の内容	・二次的住宅市場の発展を促すた アクセスできることを確保するで ることを提案する。 A-1 日本政府は、2001年4月 公表することを促す措置を記 A-2 日本政府は、2001年4月 適時に公表することを促す ・不動産流通機構が運営している報の提供促進も含めた活用方策に	ことである。この点に 1日までに、地方自治(講じるべきである。 1日までに、地方自治(昔置を講じるべきである 5レインズ情報の質及で	引して、日本政府だ 本が資産鑑定に関す 本が新築および中さ る。 び内容の拡充並びに	が以下の措置を講じする情報を、毎年、 古住宅の販売価格を
関係法令	宅地建物取引業法		共管	総務省
制度の概要	・宅地建物取引業者は、専任媒介 契約の目的物である宅地又は ・不動産流通機構の業務として 宅地建物取引業者より宅地な 集まった情報を宅地建物取 集まった情報に関する統計の 要な業務 が定められる	建物の情報を不動産流道 又は建物の情報の登録を 別業者に対し提供するで の作成その他取引の適正	通機構に登録しな! を受けること こと	ければならない。
中間公表資 料との関係	国土交通省関係59頁			
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	推 その他	<u>t</u>
規制改革推進3か年計 画における記載	【 10(3)ア a】 不動産流通機構が運営している (Real Estate Information Net 等市況情報の提供促進も含め <i>1</i>	work System)情報の質	質及び内容の拡充す	並びに成約情報
	後構の市況情報等統計情報の提供(体の情報開示に関しては総務省担		食討中	
担当局課室	総合政策局不動産業課不動産市	市場整備室 (連絡先:	03-5253-8289)	

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	米国	
項目	既存住宅の維持・改修の促進			
意見・要望等の内容	高品質の既存住宅を維持・改修し 境に与える恩恵についての情報=			
関係法令	なし		共管	なし
制度の概要	なし			
中間公表資 料との関係	国土交通省関係60頁			
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:平成12		ました その作	ь
規制改革推進3か年計 画における記載	該当なし			
ストックを適 ^t 本答申につい	日に出された住宅宅地審議会の答別に維持管理し、長く使っていくる 1てはインターネットにおいて公開 D各種イベントを通じて積極的に記	ことの必要性について抗 引されているほか、既存		
担当局課室	住宅局 住宅政策課(連絡先:03	-5253-8504)		

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	米国	
項 目	中古戸建住宅に対する公庫融資の	 		
意見・要望 等の内容	住宅金融公庫は、2001年4月1日まら35年に延長し、中古マンションの	 までに、中古戸建て住	E宅に対する融資 <i>0</i>)償還期間を25年か
関係法令	住宅金融公庫法		共管	財務省
制度の概要	住宅金融公庫の中古住宅に対する 戸建て 25年 マンション 35年	融資の償還期間		
中間公表資 料との関係	国土交通省関係 6 1 頁			
状 況	措置済・措置予定 検i (実施(予定)時期:	討中 措置困難	き その他	b
規制改革推進3か年計 画における記載	該当なし			
の償還期間を很 する融資の償還 に対する償還期	は、昨年度(2000年度)より、適切だ 送来の20年から25年に延長すること。 還期間は、戸建て住宅について25年、 期間のこれ以上の延長は困難。なお、 対象を限定した上で償還期間を35年(とし、2000年10月より 、マンションについて 、新築の戸建て住宅に)融資を実施。これ [35年としており、	れまで新築住宅に対 中古の戸建て住宅
担当局課室名	住宅局 住宅資金管理官(連絡先	: 03-5253-8518)		

178 - 10 - 1				
分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	米国	
項目	新築住宅の評価に維持・改修の	重要性を正当に評価す	る基準評価方式の	導入
意見・要望 等の内容	住宅金融公庫は、2001年4月1日の価値を判断する際に維持・改作			
関係法令	住宅金融公庫法		共管	財務省
制度の概要	住宅金融公庫は、適切な維持・管ンへの融資にあたって、適切な明のために必要となる修繕積立金等	寺期に適当な修繕工事を		
中間公表資 料との関係	国土交通省関係62頁			
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	せ その何	也
規制改革推進3か年計 画における記載	該当なし			
マンションへの	事は、1995年4月より、特に適切な D融資に当たって、適切な時期に過 多繕積立金等の要件を適用しており	適当な修繕工事を実施す	するための長期修繕	善計画及びそのため
担当局課室名	住宅局(住宅資金管理官(連絡分	七:03-5253-8518)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

178.10					
分 野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6) その他	意見・要望提出者	(社)関西経済通	基合会	
項目	光ケーブル(情報 B O X)管路の民間への使用開放				
意見・要望 等の内容	近年、情報BOX管路の民間(期建設時の管路条数が少ない。今 0孔などとできないか。	•	•		
関係法令	道路法第32条、33条等		共管	なし	
制度の概要	情報BOXは、道路管理用光スであり、情報BOX内部に空き気に、民間事業者は、道路管理者のすることができる。 なお、情報BOX本体の建設に業者の負担により構造を変更する	空間があり、かつ、道路 D占用許可(道路法第3 こ要する費用は、全て道	8管理上支障がない 3 2 条)を受けて ว	Nと認められる場合 ゼファイバーを敷設	
中間公表資 料との関係	国土交通省関係63頁				
状 況	措置済・措置予定 検 (実施(予定)時期:平成12	検討中 措置困難 2年4月)	せ その何	<u>t</u>	
規制改革推進 3 か年計 画における記載	[]				
(説明) 情報BOXの民間事業者への開放は、平成12年4月より本格的に開始しており、平成12年10月末において、延べ約1,800kmの民間光ファイバーが敷設済みである。また、敷設希望の多い区間については、複					

情報BOXの民間事業者への開放は、平成12年4月より本格的に開始しており、平成12年10月末において、延べ約1,800kmの民間光ファイバーが敷設済みである。また、敷設希望の多い区間については、複数事業者間で光ファイバーケーブルを共有化するといった調整を図るなど、民間事業者の希望に添えるよう配慮している。

担当局課室	道路局国道課(連絡先:03-5253-8494)
名	

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連	合会
項目	光ケーブル敷設における監理技術			
意見・要望 等の内容	(要望)近隣工事の場合は、主任 但し、兼務件数の制約は必要であ 監理技術者の効率的活動、施工	ある 。		
関係法令	建設業法第26条第3項、建設業	≹法施行規則第 2 7 条₹	など 共管	
制度の概要	建設工事の適正な施工の確保を管理をつかさどる者として、「当するために締結した下請契約の意の万円)以上となる場合は、「盟1項、第2項)。 また、公共性万円(建築一式工事の場合は5,0者又は監理技術者は、工事現場で3項)	E任技術者」か、発注を 情負代金の額の合計がる 整理技術者」を置かなし のある工作物に関する 00万円)以上のものに	者から直接請け負っ 3,000万円(建築一式 ければならない(建 重要な工事で、請負 :ついては、当該工事	た建設工事を施工 式工事の場合は4,5 設業法第26条第 員代金の額が2,500 事に置く主任技術
中間公表資 料との関係	国土交通省関係64頁			
状況	措置済・措置予定 柏 (実施(予定)時期:	負討中 措置困算)	難 その他	
規制改革推進3か年計 画における記載	[]			

(説明)

光ケーブル工事にかかわらず公共性のある工作物に関する重要な建設工事については、工事の重要性ゆえ施工管理に携わる技術者については専任でなければならない。

ただし、請負金額が比較的小額な工事に置かなければならない主任技術者については、効率性の観点から密接に関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるとされている(建設業法施行令第27条第2項)。

一方、請負金額が比較的高額な工事でかつ元請の場合に必要な監理技術者については、発注者や近隣住民 との調整及び工事の総合的管理が重要であり社会的責務は重大である。よって、たとえ近隣といえども兼務 することは全ての工事を掌握することが不可能となり、その社会的責務を果たすことが不可能である。

担当局課室 総合政策局建設業課(連絡先:03-5253-8277)

分野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済i	車合会
項目	道路下部の二次占用規制に関する	5規制緩和		
意見・要望 等の内容	地下街、地下鉄構内に基地局員なっており、占用料金もかかる。 占用申請の撤廃か簡略化を期待す	地下空間においては、		
関係法令	道路法第32条、第39条、第4	 4 1 条	共管	警察庁
制度の概要	地下街、地下鉄構内など既に通道路の構造又は交通に支障を及にき「新たな道路の占用」とみなる	ぼす虞のある物件を添加	口する場合は、道路	路法第41条に基づ
中間公表資 料との関係	国土交通省関係65頁			
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:平成9 ⁵		せ その(也
規制改革推進3か年計画における記載	[]			

(説明)

- 1. 道路占用許可を受けている物件に、道路管理者以外の者が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加する場合には、道路法第41条に基づき道路管理者への道路占用許可申請が必要とされているが、これは二次占用物件についても申請に基づき審査を行うことで、道路の占用の適正化を図ろうとする趣旨である。
- 2. PHS等の基地局については、占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事実施の方法等、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合する場合には道路占用許可を行っているところである。これらの物件は場合によっては道路の構造に支障を及ぼすおそれもあることから、道路管理者が関与する必要があり、法令等によって定められた許可基準に基づき適正に審査する必要がある。
- 3.なお、PHS等の基地局に係る道路占用許可申請手続については、既に、占用許可申請書の添付書類について簡素化を図るよう各道路管理者に対して指導するとともに(「PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成9年8月21日事務連絡))、PHSの室内無線基地局の占用料については、直轄国道の場合には政令で定める額の3割程度としているところである(「占用料徴収事務の取扱いについて」(平成8年1月26日路政課長通達))。

担当局課室	道路局路政課(連絡先:03 - 5253 - 8481)	
名		

分 野	「住宅・土地、公共事業」	意見・要望提出者	日本労働	加組合総連	主 合	
項目	(2)中古住宅市場の整備につい	(2)中古住宅市場の整備について				
意見・要望 等の内容	中古住宅市場の整備について、 音性・省エネ性能など、住宅の基 る。建築工事の請負人や売主が基 を契約したものと見なす規定を組 る。	基本的な性能については 契約の際に住宅性能評値	は、住宅の 西書を提示)取引の際 ほした場合	祭に表示を義務化す 合には、性能の実現	
関係法令	住宅の品質確保の促進等に関す	る法律		共管	なし	
制度の概要	住宅性能表示制度 住宅の品質確保の促進等に関 2年10月から本格的に開始 現在のところ、新たに建設で 本制度を利用するの事前には 住宅性能を契約では、 位宅での性能を客観に示する 住宅の性能評価の機関の意思を 指定住宅性能、 た場合などる。 性能分容となる。 性能分型機関等)を整備を	台。 される住宅のみが対象をあるくまでも住宅取得できるよう構造の安定の大通ルールを受けるがあるとの共通として対しておいまでは、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、まま	こなっている さなで住宅付 ででは でででいる。 は でででいる。 は ででできる。 ででいる。 ででは できる。 ででできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	Nる。 共給者の追 ネルギー、 平価機関) 評付し載内 記載内 記載内	選択に委ねられる。 高齢者等への配慮) を整備する。 主宅の契約を交わし 字(住宅性能) が契	
中間公表資 料との関係	国土交通省関係66頁					
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)		その他	<u></u>	
規制改革推進3か年計画における記載	【10 住宅・土地、公共工事関係中古住宅市場の整備平成12年に、建設省が行った集で提案されたシステムの広報をシステム整備事業を積極的に展開中古住宅の性能評価の方法及び情報と住宅性能、維持管理及び「宅履歴・性能に基づく価格の査気性能、履歴等の情報の開示の方法	「住宅ストック形成・存 を行うとともに、民間が 見できる環境整備を行う が性能表示の項目・方法 リフォーム実施の履歴等 E方法、 瑕疵担保責任	i 対 i 対 i 対 i ら i た i た i 、 i 、 i 、 i 、 i 、 i 、 i 、 i 、 i 、 i 、	ノステム」 ニシアチラ 是案募集で ますべく まと保証のプ	プを取ってこうした D提案等を踏まえ、 情報(新築時の工事・管理の方法、 住 方法、 消費者への	

(説明)

- ・新築住宅の性能表示制度は、平成12年10月から本格的に開始されたところであり、将来この評価を受けた新築住宅が中古住宅市場で取り引きされる際には、新築時の評価の結果が当該住宅に関する有用な情報になるものと考えられる。
- ・また、中古住宅の性能評価・表示についての提案募集を平成12年2月に行い、優秀作品については、 10月に建設大臣より表彰を行ったところ。今後は、これらの提案を踏まえつつ、中古住宅の性能表示 制度について検討を進めてまいる予定。
- ・中古住宅の性能表示制度を義務付けることについては、評価に要するコスト等を考慮すると慎重な対応 が必要であると考える。また、その評価結果を契約内容とすることについては、当該制度において表示 する住宅性能の内容や、その評価技術の信頼性などを考慮し、今後検討を進めたいと考えている。

担当局課室	住宅局住宅生産課
名	

分野	2住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	個人		
項目	建設業法の規制緩和の要望				
意見・要望 等の内容	許可を受けようとする建設業に関者を常勤の役員としなければなど			しての経験を有する	
関係法令	建設業法第7条第1号		共管		
制度の概要	建設業の許可を受けようとする。 社員、取締役又はこれらに準ずる 個人である場合においてはそのも ある必要がある。 イ 許可を受けようとする建設 する者 ロ 国土交通大臣がイに掲げる	る者をいう。以下同じ。 皆又はその支配人のうち 受業に関し五年以上経営)のうち常勤ですち一人が次のいずれ	あるものの一人が、 れかに該当する者で 音としての経験を有	
中間公表資料との関係	国土交通省関係67頁				
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	雑 その他	<u>t</u>	
規制改革推進3か年計画における記載	[]				

(説明)

建設業の許可に関し、常勤役員の1人に経営業務の管理責任者としての経験を求めているのは、建設業が一品ごとの受注生産であり、工事ごとにその工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者の配置、下請負人の選定等が必要となるなど、他の産業の経営とは著しく異なる建設業の経営が適正に行われることを確保するためである。

資金繰りの悪化等により建設業者の経営が不安定となることは、発注者や下請業者、資材業者等に多大な影響を及ぼすものであり、特に昨今のように建設業者の経営状況が厳しく、施工中の倒産等が増加している状況にあっては、建設業者の経営能力の低下を招くような緩和を行うことは不可能であり、当該規定を撤廃することはできない。

なお、経営業務の管理責任者としての経験には、役員としての経験だけでなく、支店長、営業所長等としての経験も認めているほか、それと同等以上の能力を有する者として、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者や、許可を受けようとする建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験を有する者等も広く認めることとしている。

担当局課室名

総合政策局建設業課(連絡先:03-5253-8277)

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	個人	
項目	身分保証に関する法律の廃止			
意見・要望等の内容	賃貸住宅の契約においては、保証の事前規制である。借家人が成力は本人のみが負うこととすべきで証人を求めないように指導・是正	人であり、定職について であり、建設省は、関係	ていて収入があれば 系法令に、不動産業	ば、家賃の支払責任 業者団体に対して保
関係法令			共管	法務省
制度の概要				
中間公表資 料との関係	国土交通省関係68頁			
状 況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	推 その作	ц
規制改革推進3か年計 画における記載				
代理・媒介を行 対する義務であ	3いて保証人の署名捺印を求めるで 分う宅地建物取引業者が保証人の製 ある。これを禁止・制限することに でもないことから、当省としては対	署名捺印を求めることに は、契約自由の原則にM	は正当な業務である えし、また、宅地	るとともに貸家人に
担当局課室名	総合政策局不動産業課(連絡先:	: 03-5253-8288)		

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	行政改革推進本語	部規制改革委員会 第
項目	不動産特定共同事業の手続き要件	‡		
意見・要望等の内容	不動産特定共同事業の手続き要状況を踏まえ、消費者保護やトラな費用で不動産特定共同事業が活は、どのような電子機器の活用研項)、「書面に記名捺印」(法領を図りつつ明確にする。その上でり事業者・国民の多様な意見を成り事業者・国民の多様な意見を成れませ	ラブルの未然防止を図り 5月され、健全に発達し 5態が、現行制度の「電 624条第2項)に該当る で、必要があれば、パラ)つつ、電子機器を していく方策を検討 書面を交付して説明 するのかについて、 ブリックコメント	を活用してより低廉 対する。具体的に 月」(法第24条第1 他法令との整合性 手続きの活用等によ
関係法令	不動産特定共同事業法第24条第1	項、第2項	共管	金融庁
制度の概要	ればならない。 第24条第2項:不動産特定共同	その履行に関する事項に	こついて、書面を3	交付して説明しなけ
中間公表資 料との関係	国土交通省関係69頁			
状 況	措置済・措置予定 桁 (実施(予定)時期:	食討中 措置困難)	せ その何	也
	【 1(3)ウ , 10(3)アで不動産特定共同事業法が活用さ確化について、消費者保護やトラ度以降もどのような電子機器の活第1項)、「書面に記名捺印」(合性をはかりつつ明確にする。そ	されるよう書面交付手約 ラブルの未然防止を図り 5月形態が、現行制度の (法第24条第2項)に記	売等における電子板 りつつ、検討を行う の「書面を交付して 亥当するのかについ	機器の活用形態の明 う。また、平成14年 て説明」(法第24条 いて、他法令との整
	共同事業において求められている記 制度整備を行うことについて今後村		後器の活用ができ <i>た</i>	さいか、また活用範
担当局課室名	総合政策局不動産業課不動産市場	易整備室(連絡先:03-	5253-8289)	

(依工)】				【国工父进首】
分野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	日本チェーンス	~ア協会
項目	地方自治体による下水道指定業者制度の撤廃			
意見・要望 等の内容	下水道の引込工事については、 理が働かずコスト高となっており 工事業者に技術の向上を促し、 の働く制度への改変をしていただ 業者を登録する等。))、さらに実態として新 施主(消費者)に安値	新規指定はほとんる 画に工事を提供でき	どない。 きるような競争原理
関係法令	自治体下水道条例		共管	なし
制度の概要	排水設備工事の出来具合が下れ事の技術的水準の確保及び排水記して、一定の基準に基づきあられができるものとするものであり、下記の通り措置を講じたとこれているところ。	殳備の故障時における説 いじめ市町村において抗 多くの市町村で実施。	B速な対応の確保を 指定した者のみが持	を図ることを目的と 排水工事を行うこと
中間公表資 料との関係	国土交通省関係70頁			
状況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期: 7年原	検討中 措置困難 度)	惟 その何	<u>t</u>
規制改革推進3か年計 画における記載	【記載なし】			
道部長通達及び	□事店制度については、規制緩和排 が平成8年12月5日付建設省都市 保すべく指導を行っているところ。	市局下水道部長通達に。		

_ 78 _

担当局課室 都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室 (連絡先:03-5253-8428)

名

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済過	重合会
項目	リバース・モーゲージの促進			
意見・要望等の内容	国民の貯蓄総額の約半数を占めるけるリバース・モーゲージの促進		己するため、不動産	釜を担保に融資を受
関係法令	なし		共管	厚生労働省、金融 庁
制度の概要	なし			
中間公表資 料との関係	国土交通省関係71頁			
状況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:継続して		せ その作	也
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
/ ±∺ π□ \				

(説明)

リバース・モーゲージの促進のためには、融資期間中の不動産価格下落リスクが課題となっており、これを回避するためには、住宅が適切に維持管理され、それが市場において適正に評価され円滑に循環されるような市場環境の整備が重要と認識しており、今後も引き続き中古住宅市場の活性化に向けた取り組みを進めていく。

- ・平成12年に「住宅ストック形成・有効活用システム」提案募集を実施し、9月に13の提案を優秀提案として選定し、現在、優秀提案の内容について、今後の活用方法等を検討しているところ。
- ・中古住宅に係る瑕疵保証体制の整備について、平成13年度予算案において、(財)住宅保証機構が中古住宅保証制度を整備するために行う基金の造成に対する補助制度の創設を行うこととしているところ。
- ・住宅の履歴情報については、平成12年11月に検討委員会を設置し、リフォーム実施記録の標準的書式の策定及び履歴情報の活用方策について検討を行っている。今後は検討委員会の検討結果をふまえ、履歴情報の登録・提供の仕組みの普及を進めるほか、中古住宅の性能評価・表示や、価格査定マニュアルの見直しについて検討を行い、中古住宅市場の活性化に向けた取り組みを推進する。

担当局課室 住宅局 住宅政策課(連絡先:03-5253-8504) 名

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	石油化学工業協会	₹
項目	市街化調整区域における物流施設	9開発許可の緩和		
意見・要望 等の内容	市街化調整区域において、特別についても、特別積合せ運送事業			
関係法令	都市計画法第29条、第34条、	都市計画法施行令第二	2 1 条 共管	
制度の概要	都市計画法第29条第3号では しており、同法施行令第21条約 せ運送事業の用に供する施設を2 市街化調整区域で開発行為を行 当しなければならないが、同法分 促進するおそれがないと認められる開発行為について と認められる開発行為について、 こととなっており、特別積合せ近 する建築物に係る開発行為につい 判断して許可することとなってい	第6号において、貨物目 公益上必要な建築物と 行うには、法第34条 第34条第10号ロで れ、かつ、市街化区域内 都道府県知事等が開 運送事業以外の一般貨物 1では第10号口に該	自動車運送事業法に し開発行為を適用除 各号に掲げる立地基 は、開発区域の周辺 内で行うことが困難 発審査会の議を経て 勿自動車運送事業及	規定する特別積合 外としている。 準のいずれかに該 における市街化を 又は著しく不適当 個別に許可をする び倉庫業の用に供
中間公表資 料との関係	国土交通省関係72頁			
状 況	措置済・措置予定 h (実施(予定)時期:	検討中 措置困動)	難 その他	1
規制改革推進3か年計 画における記載	なし			

都市計画法第29条第3号は、公益上必要な建築物に関る開発行為を適用除外としており、これらの建築物は、都市にとって公益上不可欠なものであり、また、ほとんどが国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人が設置主体であったり、設置についての管理法があり、一般的にみて弊害が生ずるおそれが少ないものであるからである。従って、必ずしも公益上必要な建築物であるとは言えない一般貨物自動車運送事業及び倉庫業の用に供する建築物の建築に係る開発行為を適用除外とすることはできない。

担当局課室 日

国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室 (連絡先:03-5253-8293)

分野	2 住宅・土地・公共工事 (6)その他)	意見・要望提出者	個人		
項目	市街化調整区域における既存建築物に関する規制の撤廃				
意見・要望等の内容	市街化調整区域における既存建築	築物に関する規制を撤 層	をしていただきたい	١٥	
関係法令	都市計画法第43条		共管		
制度の概要	都市計画法第43条では、市役外の開発区域において建築物等の事の許可を必要としている。				
中間公表資 料との関係	国土交通省関係73頁				
状 況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	¢討中 措置困難	推 その作	<u>t</u>	
規制改革推進3か年計 画における記載	なし				
おいて建築物等 既存建築物の選 扱って差し支え	第43条では、市街化調整区域で開 等の新築、改築若しくは用途の変見 建て替えの場合で、同一用途、同程 ない旨各公共団体に示している。 であるため返答することは困難でも	更を行う場合は、都道R 程度の規模のものであれ (なお、要望に係る2	守県知事の許可を如 れば、許可を要した	必要としているが、 ない改築として取り	

担当局課室 国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室 (連絡先:03-5253-8293)

名

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	規制改革委員会	X X
項目	中古住宅市場の整備			
意見・要望 等の内容	平成12年に、建設省が行った 集で提案されたシステムの広報を システム整備事業を積極的に展開 つ、 中古住宅の性能評価の方法 工事情報と住宅性能、維持管理及 住宅履歴・性能に基づく価格の への性能、履歴等の情報の開示の	を行うとともに、民間が 見できる環境整備を行う 法及び性能表示の項目 及びリフォーム実施の履 D査定方法、 瑕疵担係	が自らイニシアま うため、提案募集 ・方法、 保存す 夏歴等)の項目と R責任に対するの	・ブを取ってこうした この提案等をふまえついでき情報(新築時の に保存・管理の方法、 発証の方法、 消費者
関係法令	住宅の品質確保の促進等に関する	3法律	共管	なし
制度の概要	・新築住宅の住宅性能表示制度に ・新築住宅に係る瑕疵担保責任物 ・住宅の品質確保の促進等に関す 示制度や保証体制の整備につい	専例制度については、≦ する法律に対する附帯決	P成12年4月より 快議において、中)始動している 中古住宅に係る性能表
中間公表資 料との関係	国土交通省関係74頁			
状 況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	食討中 措置困難)	惟 その)他
規制改革推進3か年計 画における記載	【10 住宅・土地、公共工事関係中古住宅市場の整備平成12年に、建設省が行った集で提案されたシステムの広報をシステム整備事業を積極的に展開中古住宅の性能評価の方法及び情報と住宅性能、維持管理及び! 宅履歴・性能に基づく価格の査気性能、履歴等の情報の開示の方法	「住宅ストック形成・存 を行うとともに、民間が 見できる環境整備を行う が性能表示の項目・方法 リフォーム実施の履歴等 で方法、 瑕疵担保責任	i 効活用システム が自らイニシアラ うため、提案募り は、 保存すべき を) の項目と保存 Eに対する保証の	・ブを取ってこうした この提案等を踏まえ、 情報(新築時の工事 で管理の方法、 住 の方法、 消費者への

(説明)

- ・「住宅ストック形成・有効活用システム」提案募集については、平成12年9月に13の提案を優秀提案として選定し、現在、優秀提案の内容について、今後の活用方法等を検討しているところ。
- ・中古住宅に係る瑕疵保証体制の整備については、平成13年度予算案において、(財)住宅保証機構が中古住宅保証制度を整備するために行う基金の造成に対する補助制度の創設を行うこととしているところ。
- ・住宅の履歴情報については、平成12年11月に検討委員会を設置し、リフォーム実施記録の標準的書式の策定及び履歴情報の活用方策について検討を行っている。今後は検討委員会の検討結果をふまえ、履歴情報の登録・提供の仕組みの普及を進めるほか、中古住宅の性能評価・表示や、価格査定マニュアルの見直しについて検討を行い、中古住宅市場の活性化に向けた取り組みを推進する。

担当局課室 住宅局 住宅政策課(連絡先:03-5253-8504) 名

水工()				【四工人四日
分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	中古マンション等のストック管	管理のルール		
意見・要望 等の内容	管理内容の適正化の問題についます。 また、中古マンションなどの分所有者間)においてより解りたになるようなシステムを構築する。	うした計画の策定を促済 別示、事例集の作成等現 関する法律」で公表され することも考えられる。 ストック管理のルール及 やすい形で開示するとと	きするため、例えば 環境整備に努める/ れることとなってに なび実際の内容・原	ば修繕マニュアルの べきであり、「マン いるマンションの管 夏歴が組合内部(区
関係法令	マンションの管理の適正化の指(平成12年)	推進に関する法律 1 2月8日公布)	共管	該当なし
制度の概要	該当なし			
中間公表資 料との関係	国土交通省関係75頁			
状 況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	推 その作	也
規制改革推進3か年計 画における記載	【10 住宅・土地、公共工事関係 マンション等のストック管理の コロンションの老朽・劣化に のでででは、 で構成される区分所有者の団体 で構成される区分所有者の団体 で構成きでの間の延命措置の団体 で構成される区分所有者の対象 では、 したを促進するため、例えば他 集の作成等環境整備に努める。 は、 しての中古マンションなどの は、 のでの中古マンションなどの は、 は、 にいてより、 にいてより、 にいてより、 のいこなるようなシステムを	Dルール こ対応するための長期傾 食等危機管理・復旧の間 建物の部分建て替えなる 本(いわゆる「管理組合 多繕マニュアルの作成、 のストック管理のループ の分かりやすい形で開え	参繕計画、 地震問題、 長期修繕ご)につき、マンミ合」)により適切が計画策定時の考慮レ及び実際の内容	計画後建物の寿命を ションの所有者全員 は計画が策定される 憲事項の例示、事例 ・履歴が組合内部
	i 管理の適正化については、「マン に公布され、公布の日より9か月			

マンション管理の適正化については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が平成12年12月8日に公布され、公布の日より9か月以内に施行されることとなっていることから、本法律で規定されているマンション管理士制度、マンションの管理の適正化に関する指針の策定等の状況を踏まえ、修繕マニュアルの作成等マンション管理の適正化を促進する施策について検討を行う。

また、マンションの管理に係わる履歴情報については、登録内容・開示システム等について検討して いるところである。

担当局課室 名 住宅局 住宅総合整備課 マンション管理対策室(連絡先:03-5253-8509)

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	不動産情報の開示			
意見・要望 等の内容	成約賃料情報について、守秘が「 る仕組みを検討すべきである。	十分に担保される形で	不動産鑑定分野等で	で積極的に活用でき
関係法令	不動産の鑑定評価に関する法律		共管	
制度の概要	成約賃料については、守秘に一を(社)日本不動産鑑定協会を中心政策審議会意見取りまとめにおい)として構築すること [;]	を検討すべき旨、 ^ュ	
中間公表資 料との関係	国土交通省関係76頁			
状 況	措置済・措置予定 ■析 (実施(予定)時期:	検討中 措置困算)	難その何	也
規制改革推進3か年計 画における記載	【 10(3)ア b】 成約賃料情報について、守秘だ きる仕組みを検討する。	************************************	で不動産鑑定分野領	等で積極的に活用で
	中心とする賃料情報については、今 下動産鑑定評価の分野で活用できる			
担当局課室 名	土地・水資源局地価調査課 (選	 重絡先:03-5253-8377)	

17水工(】			【四工义选
分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	生命保険協会
項目	不動産の賃貸借に関する規制緩和	- α	
意見・要望等の内容	既存借家権の定期借家契約への利	多行の自由化	
関係法令	借地借家法第38条、良質な賃貸 別措置法附則第3条	貸住宅の供給の促進に関	関する特 共管
制度の概要	能)する借家制度。		建物賃貸借契約が終了(再契約は可 こより、借地借家法の一部が改正さ [。]
中間公表資 料との関係	なし		
状 況	措置済・措置予定 村 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	誰 その他
規制改革推進3か年計 画における記載	該当なし		
目途として、居 状況について	居住のように供する建物の賃貸借の	の在り方について見直し 必要な措置を講ずるもの	ハて、「国は、この法律施行後 4 年; しを行うとともに、この法律の施行(のとする。」とされており、貸主、(ととなる。

- 25 -

住宅局 住宅総合整備課 マンション管理対策室(連絡先:03-5253-8509)

担当局課室

名

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	私立大学の施設・整備の増設に関わる規制の緩和			
意見・要望等の内容	首都圏・近畿圏における既成の市街地においても大学等の教室の増設が可能になるよう、工業(場)等制限法による規制を緩和すべきである。			
関係法令	首都圏の既成市街地における工業 近畿圏の既成都市区域における			なし
制度の概要	首都圏の既成市街地等への産業及び人口の過度の集中を防止するため、工業(場)等制限区域内において、合計床面積が基準面積以上の大学等の教室の新増設は、都府県知事等の許可を得た場合に限る制度。			
中間公表資 料との関係	記載なし			
状況	措置済・措置予定 木 (実施(予定)時期:	検討中 措置困難)	惟 ■ その何	也
規制改革推進3か年計画における記載	【記載なし】			
1				7

(説明)

大学等に係る工業(場)等制限制度については、平成11年3月に、大学院を規制の対象から除外する政令 改正を行う等、社会人教育、大学院教育の充実や産学連携についての社会的要請等、高等教育を取り巻く新 たな動向に的確に対応するため、近年累次の見直しを行ってきたところである。大学等の教室の増設に係る 今回の御要望事項については、上記累次の見直しにより適切に対応することが可能であると考えている。

なお、工業(場)等制限区域内における大学の動向を見ても、平成12年4月には、中央大学市ヶ谷キャンパス、埼玉大学経済科学研究科(中央区)、一橋大学国際企業戦略研究科(千代田区)、関西学院大学商学研究科等(大阪市北区)が開設され、また、政策研究大学院大学が新宿区で学生の受入れを開始し(六本木に移転予定)、さらに同年10月には、慶應義塾大学による丸の内シティキャンパスが開設されているところである。さらに、国際交流(留学生・研究者宿舎設置等)、産学官連携(国際的共同研究の実施等)、情報発信の機能を有機的に連携させた国際研究交流大学村が平成13年度に開設される予定である(江東区)。

担当局課室 国土交通省都市・地域整備局企画課(連絡先:03-5253-8397) 名